

5 多文化共生・共創社会の実現に向けた施策の推進について

外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で、大きな力となつており、国は、令和3年6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）」を決定し、外国人材の受入れを進めている。

一方、外国人住民の増加に伴い、地域ごとの特性により労働、社会保障、医療、教育、防災等様々な分野で、外国人住民と地域との共生に当たっての問題が発生しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、これらの問題を顕在化させた。

今後、中長期的には、国内における外国人住民の増加がさらに見込まれる中、国籍や民族等の異なる人々が、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を生かしつつ、新たな価値を創造し、地域に活力をもたらす多文化共生・共創社会を実現することが不可欠である。

このためには、外国人材の円滑かつ適正な受入れ体制の整備を促進するとともに、外国人住民に対する日本語学習機会の提供や日本語が不自由な外国人住民でも、安全・安心に暮らせる生活環境の整備といった課題へ対応することが急務である。

については、多文化共生・共創社会の実現を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた諸施策について、地域の実情や課題等を踏まえた上で、各省庁が連携して着実に実施するとともに、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 外国人住民への支援について

- (1) 外国人住民が自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を取得するため、国において、個々のニーズに応じた日本語の学習機会を提供する公的な仕組みの充実を図ること。

また、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する外国人住民に対する日本語教育支援などの取組に対し、継続的で十分な財政支援を行うこと。

(2) プレスクール期も含め、外国人の子どもに対する教育支援体制を整備すること。また、夜間中学についても、国が都道府県に少なくとも1校の設置を目指すことを求めていることから、設置や運営に向けた財政措置を拡充すること。

(3) 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、国において、医療通訳制度の充実や多言語自動音声翻訳の更なる普及促進を図ること。

医療保険の不適用や、支払能力のない外国人患者の医療費未払など、医療機関が外国人患者を受け入れることに伴う様々な課題については、国が責任を持って対策を講じること。

(4) 各種の情報提供について、少数言語も含めた多言語化・やさしい日本語化など、外国人住民が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。特に、災害等の非常時には、外国人住民へ迅速に情報伝達できる体制の更なる整備を図るとともに、災害情報の発信に当たっては、発信主体ごとに多言語への翻訳を行うのではなく、一元的に多言語化を図ること。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染予防及びワクチン接種に関する情報が外国人住民に適切に届くよう、大使館をはじめ、企業や日本語教育機関等との連携を強化し、情報の行き届かない者がないよう更なる啓発に努めること。

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れについて

- (1) 日本国内での実習等を希望する外国人が円滑に入国できるよう、到着地（空港）での検査の簡素化などを進め、1日あたりの入国枠を撤廃すること。
- (2) 技能実習制度の適切な実施や技能実習生の保護が図られるよう、外国人技能実習機構の体制の充実・強化を図り、監理団体や実習実施者に対する指導監督等の強化を行うこと。
また、不適正な送り出し機関の排除に係る関係国への更なる働きかけを行うこと。
- (3) 在留資格「特定技能（2号）」について、建設や造船・舶用工業だけでなく、他の特定産業分野も対象とするよう、受入れ分野を早期に拡大すること。
また、「特定技能」について、技能水準を確認する試験が国内外で十分な回数実施できるよう体制を整備すること。
- (4) 介護福祉士を志す外国人の活躍を促進するため、介護福祉士国家試験については、英語等多言語による表記を併用するなど、十分配慮すること。